

STOP! 児童虐待

11月は児童虐待防止推進月間です

児童虐待の件数は年々増加しており、子どもの生命が奪われる重大な事件が後を絶たない深刻な状態が続いています。

児童虐待を防ぐためには、地域のみなさんの**見守り・理解・協力**が必要です。子育ての悩み、家庭内でのストレス…悩んだ時は一人で抱え込まずに、相談機関を利用して相談しましょう。

▼子どもを虐待から守るための5か条

- ① 「おかしい」と感じたら迷わず連絡（通告）（通告は義務＝権利）
- ② 「しつけのつもり…」は言い訳（子どもの立場で判断）
- ③ ひとりで抱え込まない（あなたにできることから即実行）
- ④ 親の立場より子どもの立場（子どもの命が最優先）
- ⑤ 虐待はあなたの周りでも起こりうる（特別なことではない）

▼児童虐待通告・相談先

- ◎児童相談所全国共通ダイヤル ☎ ^{いち はやく}189
- 埼玉県中央児童相談所 ☎ 775-4152
- ※月～金曜日 8時30分～18時15分（祝日・年末年始を除く）
- 休日夜間児童虐待通報ダイヤル ☎ 779-1154
- ※月～金曜日 18時15分～8時30分（土日祝日は24時間）
- ☎ 子育て支援課 ☎ 2160



オレンジリボンには、子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。



町税口座振替新規加入促進キャンペーン

町税の口座振替新規加入促進キャンペーンを実施しています。

期間中に、収税課窓口で町税の口座振替を新規にお申し込みされた方先着100名様に、トートバッグをプレゼントします。便利な口座振替を、この機会にお申し込みください。

※金融機関窓口での申し込みは対象外です。すでに利用されている方や、口座の変更も対象外です。

期間

12月28日(月)まで

対象税目

- ・町県民税（普通徴収） ・固定資産税
 - ・軽自動車税 ・国民健康保険税（普通徴収）
- ※プレゼント商品がなくなり次第終了となります。

申込方法

通帳、印鑑（通帳届出印）、キャッシュカード等が必要になります。

※取扱金融機関により申し込みに必要な持ち物が異なります。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

☎ 収税課 ☎ 2142



滞納整理強化中

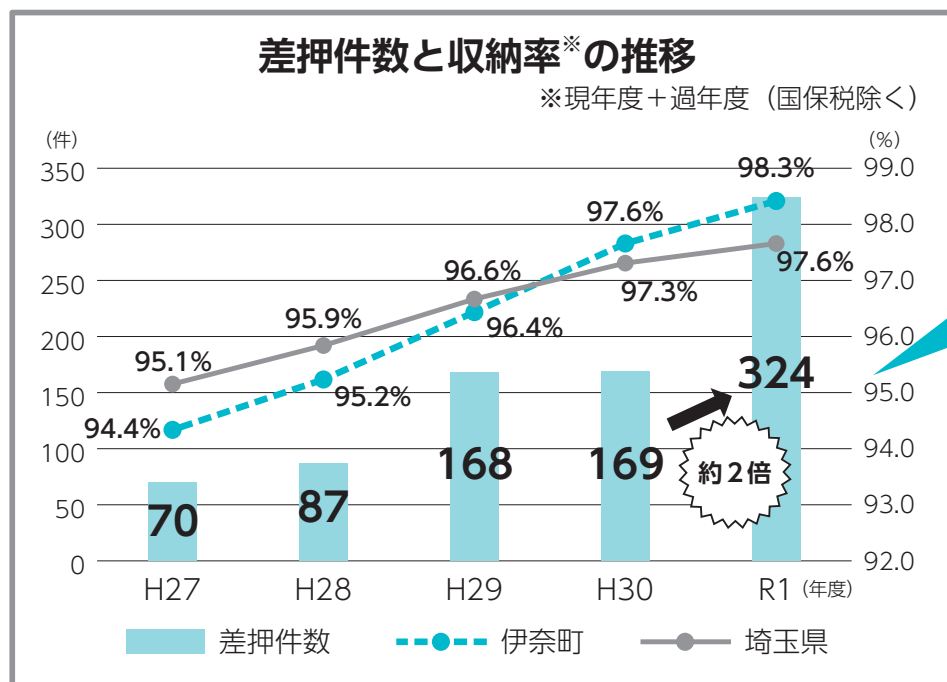
☎ 収税課 ②145

町では、10月～12月を「滞納整理強化期間」と定め、滞納整理を集中的に行っています。

滞納がある方には、国税徴収法に基づく財産調査を行っています。その調査結果に基づき執行される差押件数は年々増加しており、町の収納率は向上しています。

調査や差押えは、滞納額の大小や滞納期間の長さに関係なく、**勤務先**や**取引先**、**金融機関**などに対して行われるため、社会的信用が大きく失われる可能性があります。

税金は、納期限内に納めましょう。



伊奈町は、埼玉県の収納率を0.7ポイントも上回っているね。

R1の差押件数は、H30と比べると**約2倍**になっているね。



©伊奈町

差押財産等区分	件数	差押金額 (円)
預貯金	127	40,893,684
生命保険	69	27,269,810
給与	51	18,450,152
国税還付金	68	12,203,885
不動産	9	14,252,055
合計	324	113,069,586

R1年度実績

差押えた金額は、

1億円を

超えているよ！

【納期限内の納税が困難な方は、早めの相談を】

災害、病気、失業、事業の休廃業や生活状況の変化など、やむを得ない事情があり、どうしても納期限内に納税ができない場合は、お早めにご相談ください。役場の開庁時間に納税相談ができない方のために、休日納税相談窓口を開設しています。

○休日納税相談（9時～16時）

11月29日(日)、12月20日(日)、令和3年1月31日(日)、2月28日(日)、3月28日(日)

※日程は変更となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。